

岩国市に市民の生命と安全を守るためのシェルター設置を求める
意見書

不透明感が高まる国際情勢の現状に鑑みると、ロシアのウクライナ侵攻及び核爆弾の使用の示唆、北朝鮮による相次ぐ弾道ミサイル発射、さらには中国と台湾の緊張関係の切迫化により、我が国への武力攻撃に波及する危険性が格段に増している。

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」が制定され、有事への対応が進められてはいるが、ミサイル攻撃からの被害を防ぐことができる地下施設は全国で1,600か所程度にとどまる。その上に、各国における核シェルターで収容できる国民の割合は、スイスやイスラエルの100%、米国の82%、ロシアの78%に対し、日本は0.02%程度にすぎないとされている。

かかる状況を踏まえ政府は、2022年12月に決定した安全保障関連の「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」において、シェルター整備の方針を明記しており、今後は、公共の核シェルター施設の整備も進められていくものと期待される。

岩国市は米軍及び海上自衛隊の航空基地が所在する自治体として、これまで基地の安定的な運用に協力し、国の安全保障政策へ多大な貢献をしている。市民の生命と安全が脅かされる事態が強く懸念される状況の中で、国におかれては、一刻も早く市民の生命と安全を守るためのシェルターを整備することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月27日

岩 国 市 議 会